

○農林省告示第千一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一條第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第百六号）の一部を次のように改正する。

昭和四十七年六月二十七日

農林大臣 赤城 宗徳

第一條第一項中「禁止品」を「輸入禁止品」に改め、同條第二項各号列記以外の部分中「果樹」の下に「さとうきび」を加え、同項中「第八條第一項」を「第八條」に、「左の」を「次の」に改め、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 さとうきびについては、有害動物又は有害植物の附着するものを廃棄し、又は消毒した後、栽培の用に供しないと認められるもの以外のものにつき、隔離栽培を行なつて検査する。

第二條中「左の」を「次の」に改め、同條第二号中「禁止品」を「輸入禁止品」に改める。

第三條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「別表」を「別表一」に改める。

第四條第二項中「植物防疫所」の下に「（那覇植物防疫事務所を含む。）」を加える。

第九條の見出しを「輸入禁止品の範囲」に改め、同條中「左に」を「次に」に改める。

別表第一の21の項及び別表第二の21の項中「禁止品」を「輸入禁止品」に改める。